| | | | |
|---|---|---|---|
| う者が同時に当該戸籍電子証明書が発行を証明する事項と同一の事項を証明する場合であって、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の附票の写しの交付を請求する場合に限る。）に当該請求に係る戸籍の附票の写しの交付を受ける場合 | | | |
| 4　戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条の二第一項若しくは第十二条の二第一項又は同法第百二十六条の規定により除かれた戸籍の附票の写しの交付 | 一通につき七百五十円 | | |
| 5　戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条の二第一項又は同法第百二十六条の規定により除かれた戸籍に関する証明書の交付 | 証明事項一件につき四百五十円 | | |
| 6　戸籍法第百二十条の三第二項の規定により除籍電子証明書提供用識別符号に基づく除籍電子証明書の提供を受ける場合（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同法第七条第一項の規定による処理組織に対し除籍電子証明書提供用識別符号及び当該除籍電子証明書の発行を請求する場合に限る。）に当該除籍電子証明書の発行の処理組織に対し除籍電子証明書提供用識別符号を通知する場合 | 除籍電子証明書提供用識別符号一件につき七百円 | | |
| 7　戸籍法第四十八条第一項（同法第百十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第四十八条第二項（同法第百十七条において準用する場合を含む。）若しくは第百二十六条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 | 一通につき三百五十円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、一通につき千四百円） | 8　戸籍法第四十八条第二項（同法第百十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの一件につき三百五十円 | 本則の表十六の項の２のホの(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項の２のホの(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項の２のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項の２のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項の２のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項の２のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項の２のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項の２のホの(8)中「七百七万円」を「八百七十九万円」に改め、同表二十一の項の４のイ中「六千六百円」を「七千二百円」に改め、同項の４のロ中「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項の４の八中「三千七百円」を「四千二百円」に改め、同項の５中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同表二十三の項の４のイ中「五千七百円」を「六千六百円」に改め、同項の４のロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表四十六の項の口中「をいう。」の下に「以下この項、」を、「金額」の下に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、六千円）」を加え、同表五十の項の１中「（昭和四十二年法律第百四十九号）」を削り、同表五十二の項の５のイ中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削り、同表六十八の二の項中「一万二千七百円」を「一万四千円」に改める。 |

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。

総務大臣　鈴木　淳司
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄